

平成28年度  
(第1回)

## 鹿屋市男女共同参画審議会資料

日時：平成28年9月30日(金)  
午後1時30分～

場所：市役所 601・602会議室(6階)

鹿屋市 市民生活部 市民課  
(男女共同参画推進室)

## 【資料目次】

I 男女共同参画社会とは（男女共同参画社会基本法より）	・・・	1
II 男女共同参画が求められる背景（要因）	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III 国における新たな法整備	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要）		
IV 本市における主な取組について	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
かのや男女共同参画プランと主な事業内容	・・・・・・・・・・・・・・・・	8

# I 男女共同参画社会とは（男女共同参画社会基本法より）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）

## 男女共同参画社会イメージ

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

### 職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍
  - 経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保
  - 個人が能力を最大限発揮

### 家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い、協力し合う
  - 家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整う
  - 男性の家庭への参画も進み、男女がともに子育てや教育に参加

### 地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画
  - 地域コミュニティの強化
- これら全体の取組により
  - 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現



## ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

## 男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)

男女の人権の尊重

社会における制度又は慣行についての配慮

政策等の立案及び決定への共同参画

家庭生活における活動と他の活動の両立

国際的協調

## 国・地方公共団体・国民の責務

**国** … 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定。男女共同参画社会づくりのための施策(積極的改善措置含む。)を総合的に策定し、実施

**地方公共団体** … 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのために、国の施策に準じた施策及び地域特性に応じた施策を策定し、実施

**国民** … 職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会づくりに協力

※男女共同参画社会基本法第3条～10条

## II 男女共同参画が求められる背景(要因)

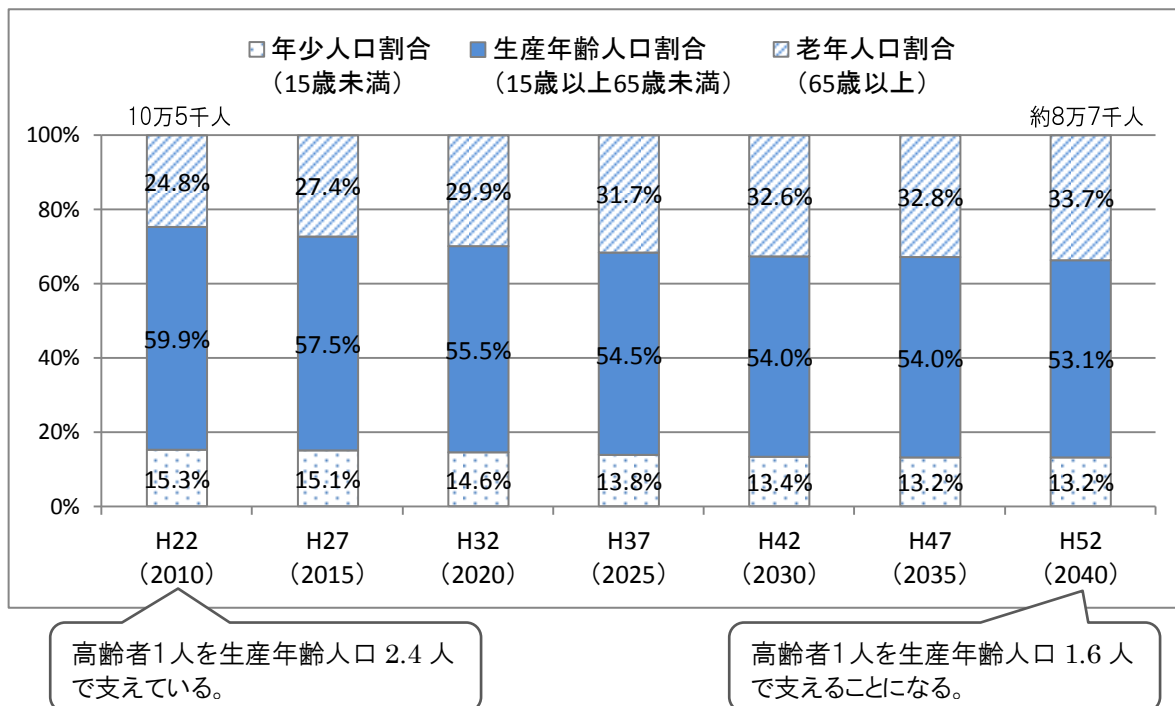
### 1 生産年齢人口の減少等

#### (1) 本市の年齢3区分別の人口割合の推移

本市の総人口は、2010年（平成22年）に10万5千人となっているが、今後も減少し、このままで推移すると2040年（平成52年）には約8万7千人になると予想されている。

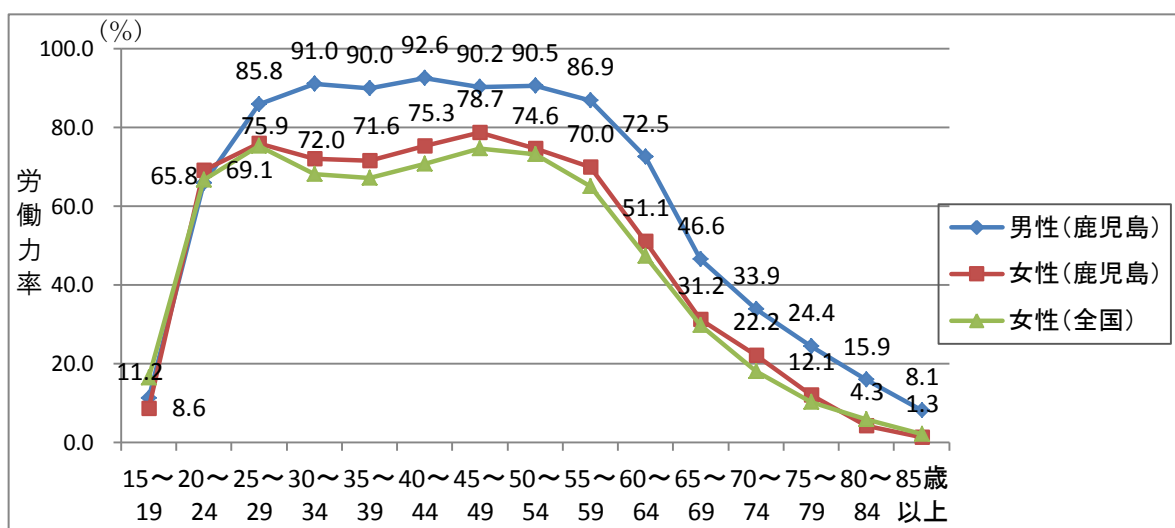
また、2010年から2040年にかけて、生産年齢人口割合が59.9%から53.1%へ6.8%減る一方、老年人口割合は24.8%から33.7%へ8.9%増える見込みである。

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H25.3公表）」より



#### (2) 鹿児島県の男女別年齢階級別労働力率

県の労働力率の状況を見ると、男性は25歳から59歳まで大きな変化はないが、女性は出産・子育て期に就業を中断する人が多いため30歳代が低くなり、M字カーブを描いている。



※H24就業構造基本調査より

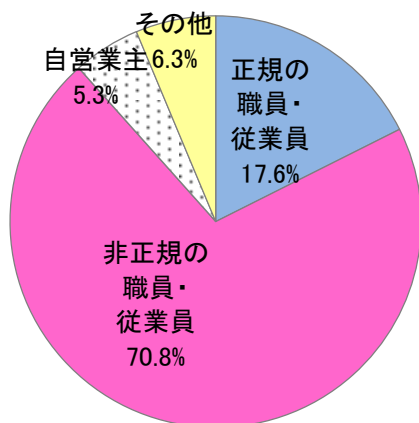
### (3) 女性の就業希望状況（全国）

平成27年における女性の非労働力人口：2,887万人のうち、301万人が就業を希望。  
 それらの人が現在求職していない理由としては、「出産・育児のため」が32.9%で最多  
 となっている。

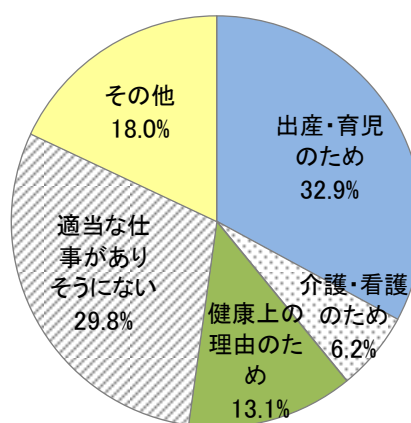
※H28男女共同参画白書より

就業希望者（301万人）の内訳

【希望する就業形態別】



【求職していない理由別】



## 2 政策等決定過程への女性の参画状況

### (1) 本市の審議会等における女性委員登用状況

年度	調査月日	会議数	委員数	うち女性	割合
平成21年度	H22.03.31	52	839人	171人	20.4%
平成26年度	H27.03.31	54	862人	216人	25.1%
平成27年度	H28.03.31	51	782人	204人	26.1%

〔目標〕 審議会等への女性委員の登用率を平成30年度までに30%へ

### (2) 市職員における役職(係長職以上)への女性登用状況（各年4月1日現在）

年度	係長職以上			全職員の男女比率	
	全体	うち女性	比率	男性	女性
H27	348人	54人	15.5%	72.6%	27.4%
H28	381人	53人	13.9%	72.9%	27.1%

〔参考〕

政策の企画や方針決定の過程に女性が進出していない理由について、平成24年の本市の市民意識調査結果（上位3件）を見ると、

- ① 「男性優位の組織運営」… 56.1%
- ② 「家庭・地域・職場における固定的な性別役割分担、性差別意識」… 40.7%
- ③ 「家族の支援・協力が無い」… 30.0%

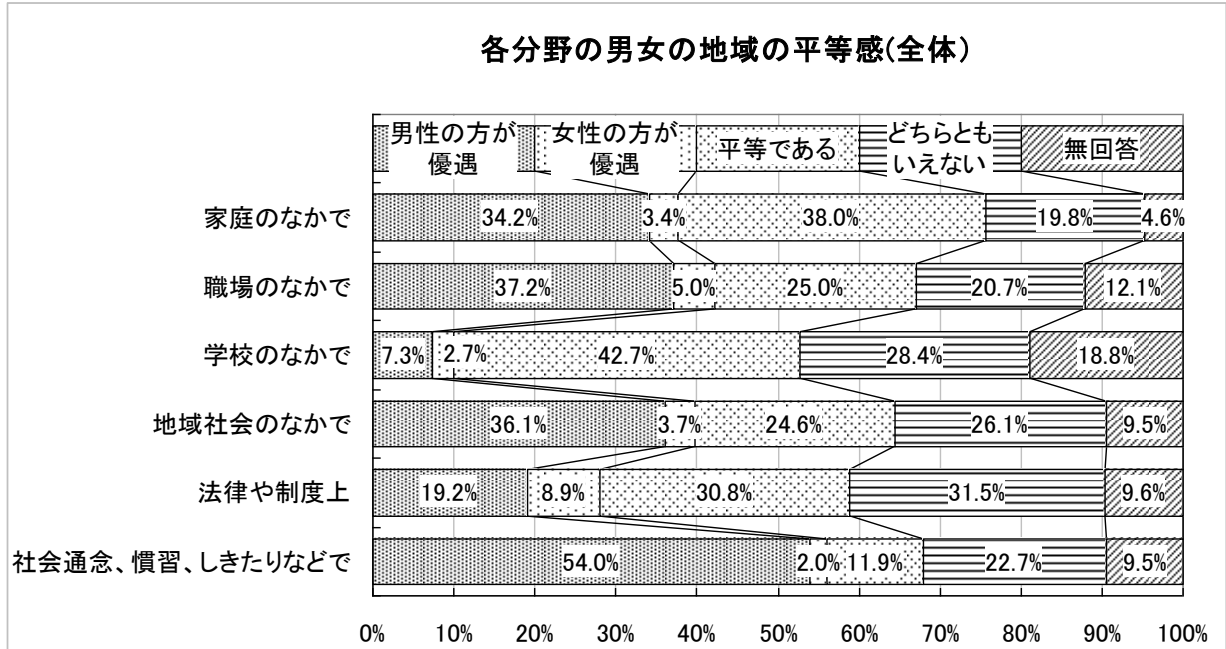
となっている。

### 3 男女平等に関する市民の意識（平成24年市民意識調査結果より）

#### (1) 各分野における男女の平等感

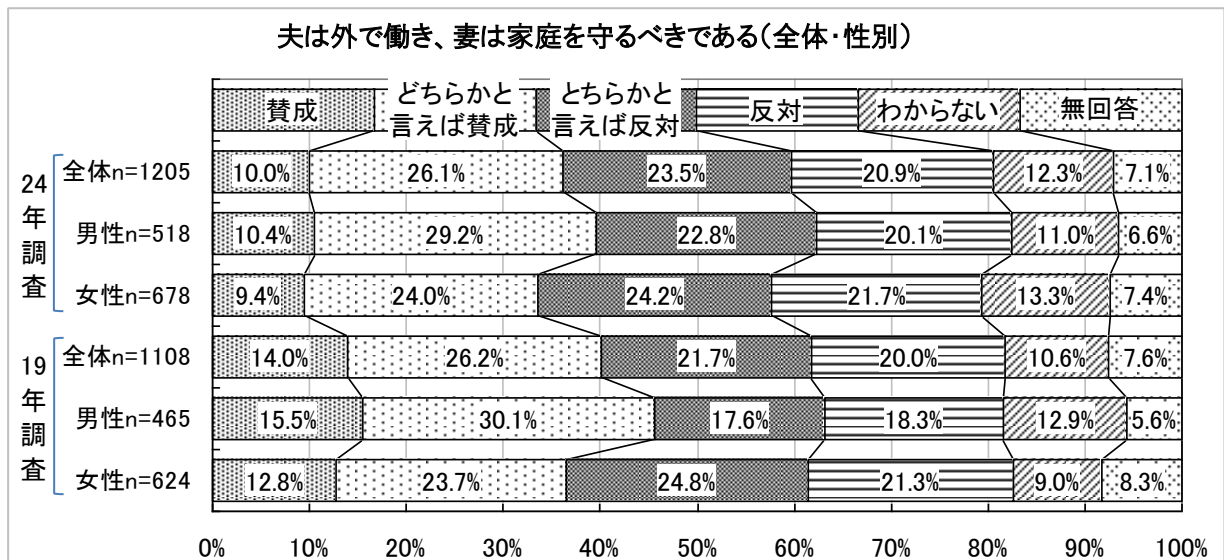
「社会通念、慣習、しきたりなど」や「職場のなか」、「地域社会のなか」で男性の方が優遇されているとする割合が高い。

（女性は男性に比べ、特に「家庭」「地域」で男性が優遇されていると感じている割合が高い。）



#### (2) 固定的な性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意識については、男女ともに「反対」が「賛成」を上回っている。「賛成」を平成19年調査の割合(40.2%)と比較すると、4.1ポイント減少している。このことから固定的な性別役割分担意識が少しずつ変化しつつあることが伺える。



### Ⅲ 国における新たな法整備

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要)

以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用
- 性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮 } が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

#### 【基本方針の策定、支援措置】

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定。また、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。
- 地方公共団体（県や市町村）は、国の基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。相談・助言等に努めることとする。

#### 女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会

##### ～ 就業希望など働く場面における女性の思いを実現する ～

☆自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会の実現  
☆男女がともに、多様な生き方や働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現

☆就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない女性（約300万人）の希望の実現  
☆責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境の整備等

※国の基本方針より

#### 【事業主行動計画の策定等】

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。優れた取組を行う一般事業主の認定を行う。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施（労働者 301 人以上の民間事業主については義務、300 人以下は努力義務）

○女性の活躍に関する状況把握・課題分析

【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差  
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等

○状況把握・課題分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）

○女性の活躍に関する情報の公表

#### 【その他】

- 公布日（平成 27 年 9 月 4 日）施行（事業主行動計画策定は、平成 28 年 4 月 1 日施行）。10 年間の時限立法。

## IV 本市における主な取組について

### 1 鹿屋市男女共同参画推進条例の制定・施行

市民、事業者等と連携・協力して、男女共同参画社会を実現するための取組を総合的かつ計画的に推進していくため、男女共同参画の推進に関する基本理念や、市、市民及び事業者等の責務、推進の基本的施策等を定めた鹿屋市男女共同参画推進条例を施行（平成28年4月1日）。

[条例の主な内容]

- ①基本理念、②市・市民・事業者等の責務、教育の推進、③男女共同参画を阻害する行為の禁止  
④推進の基本的施策等、⑤男女共同参画審議会の設置 等

※詳細は、別紙リーフレット参照

### 2 「かのや男女共同参画プラン」（基本計画）に基づく施策・事業推進

基本計画として基本理念や3つの基本目標の下、10の重点項目、22の施策の方向を定め、男女共同参画社会の実現に向けて市民課をはじめ各課が取組（施策・事業）を推進

基本理念	男女がお互いに認め合い、ともに創り・育てるまちをめざします
基本目標	I 人権尊重の視点に立った男女平等意識の確立 II 男女がともに安心して暮らせる環境の整備 III 男女共同参画による活力ある地域づくりの推進
計画の期間	平成21年度～平成30年度（10年間）
(参考) 経過	平成9年3月「鹿屋市女性プラン」策定 平成14年3月「かのや男女共同参画プラン」策定 平成21年3月新鹿屋市「かのや男女共同参画プラン」策定

※詳細は、8ページ参照

プランに基づき各課における事業の実施状況を毎年度確認し、「鹿屋市男女共同参画プラン実施計画」として公表

### 3 女性活躍推進法に基づく取組

#### (1) 鹿屋市役所の特定事業主行動計画策定、公表（総務課）

- ・計画期間 平成28年4月～平成32年3月（4年間）
- ・現状と目標値（主なもの）

区分	現状	目標
採用試験における女性受験者割合	29.7%	平成31年度までに45%以上へ
男性の育児休業取得率	0%	5%
妻の出産に係る特別休暇取得率(男性職員)	100% 38%	(取得者数) 100% (取得日数割合) 50%
時間外勤務時間数（年間1人平均）	76.7時間	平成26年度比 5%縮減
管理・監督職員に占める女性割合	15.5%	計画的に推進（目標設定なし）

#### (2) 事業所アンケートの実施

事業所における女性労働者の活躍推進や働きやすい職場環境づくりへの取組状況を把握し、今後の施策検討の基礎資料とするため、市内事業所(180事業所)にアンケートを実施(回答事業所:132事業所、回答率:73.3%)。

今後、審議会における意見等も踏まえ、女性の職業生活における活躍推進に関する施策等を検討。

※アンケート結果は、別添資料



#### 4 男女共同参画推進に関する施策の調査審議等

##### (1) 鹿屋市男女共同参画審議会の開催【平成28年度設置】

※詳細は、別紙添付

目的等	・男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置するもの ・男女共同参画の推進に関し必要な事項について調査審議し、市長に意見を述べること等
委員	学識経験者、市民公募者、行政機関職員、市長が必要と認める者（各種団体等代表） 計16名

##### (2) 鹿屋市男女共同参画行政推進連絡会議の開催

目的	男女共同参画に関する施策について庁内関係部局間の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策の推進を図るもの
委員	市民生活部長（会長） 政策推進課長、地域活力推進課長、総務課長ほか 計25名

#### 5 男女共同参画研修会等の実施

あらゆる分野において男女が共同して参画し、個性豊かに充実した人生を送れる男女共同参画社会を実現するため、各種研修会等を実施

区分	内容	平成27年度実績 (回数及び参加者数)
市民向け講演会等	市民を対象に、男女共同参画社会の実現を図るための講演会や講座等を実施	3回 148人
企業等研修	女性活躍推進に係る研修を実施	3回 33人 (1回)
学校研修 (生徒、教職員等)	人権・デートDV防止に関する研修を実施	7校 909人 (1校)
市職員研修	皆が活躍する職場づくりや男女共同参画の視点での政策推進等に関する研修を実施	3回 82人 (1回)

※回数の下段の（ ）は、うち出前講座分

#### 6 その他

##### (1) 情報紙「kanoya男女共同参画news」の発行

各種男女共同参画推進事業の紹介等、年3回発行

##### (2) DV防止啓発活動（パープルリボン運動）

「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に男女共同参画活動団体及び男女共同参画地域推進員の協力で、街頭キャンペーンやパープルリボン用ツリーの設置等を実施

##### (3) 国、県等の各種情報提供

国、県主催のイベント等について、市内各施設へのチラシの設置や、市広報・ホームページを活用して広報啓発を実施

かのや男女共同参画プラン

基本理念

男女がお互いに認め合い、ともに創り・育てるまちをめざします

計画期間等

〔計画期間〕平成21年度から平成30年度まで（10年間）

〔計画の性格〕男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として、市民意識調査の結果を踏まえて平成21年3月に策定。平成25年3月に一部変更

〔推進体制〕「男女共同参画審議会」の意見及び市民・各種団体等の要望等を、関係課長で組織する「男女共同参画行政推進連絡会議」に報告し、関係課において検討することにより推進を図る。

計画体系と施策・事業等

基本目標	重点項目	施策の方向	具体的施策	主な事業内容（平成27年度～28年度）
基本目標Ⅰ 人権尊重の視点に立った男女平等意識の確立	1 固定的な性別役割分担意識の解消	①意識改革のための広報・啓発の推進 ②男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しへの取組	・広報啓発誌、リーフレット等による広報啓発 ・学習の機会の提供	・情報誌や男女共同参画啓発リーフレット等による広報啓発、出前講座等の開催（市民課） ・「家庭教育ガイド」を活用した広報啓発（生涯学習課）
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	③学校等における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 ④家庭・職場・地域における男女共同参画に関する教育・学習の推進	・指導者等への研修会の実施 ・男女平等教育の推進 ・講演会・研修会等の開催	・校長・教頭研修会での指導、人権同和教育や道徳教育の推進、学級活動や保健学習の充実等（学校教育課） ・学校での人権・デートDV研修会、男女共同参画に係る市職員研修会や市民向け講演会の開催（市民課） ・家庭教育学級や子育て講座、家庭教育講演会の開催（生涯学習課）
	3 人権尊重への取組	⑤あらゆる暴力の防止と根絶に向けた広報・啓発の推進 ⑥DV・セクハラ被害者の保護と支援体制の充実 ⑦生涯にわたる心身の健康支援	・あらゆる暴力の防止対策の推進 ・被害者への相談体制の充実 ・被害者への支援体制の充実 ・心身の健康づくりの支援 ・性差を考慮した健康支援	・人権相談所開設、人権週間街頭啓発、パープルリボン運動期間の啓発、人権研修会開催等（市民課） ・人権問題講演会や人権啓発標語・ポスター展の開催（生涯学習課） ・配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談体制充実。DV被害者支援施設への入所支援等（子育て支援課） ・DV被害者の市営住宅優先入居措置による支援（建築住宅課） ・職員へのセクハラ防止啓発や相談体制の充実、人権啓発研修の開催（総務課） ・スクール・セクハラの相談体制の整備、市指針の学校への周知等（学校教育課） ・こころの健康相談、各種健診や健康増進事業、保健指導の実施等（健康増進課） ・生涯スポーツ振興のための各種スポーツ大会やイベントの開催（市民スポーツ課）
基本目標Ⅱ 男女がともに安心して暮らせる環境の整備	4 ワーク・ライフ・バランスの促進	⑧多様な働き方に対応する就業環境の整備 ⑨家庭における男女共同参画の促進	・講演会・セミナーの開催 ・就業を促進するための環境の整備 ・家庭における男女共同参画の促進	・市内事業所向け男女共同参画研修会の開催（市民課） ・地域6次産業化推進セミナー等の開催や相談対応、企業誘致活動等（産業振興課） ・就労機会提供のため、各種セミナーや就職合同面接会等の広報（商工振興課） ・職員の育児休業等の取得促進、ノー残業デー等による時間外勤務縮減（総務課）
	5 農林水産業・商工業の自営業等における男女共同参画の促進	⑩働きやすい労働環境の整備 ⑪女性の経済的地位の向上に対する施策の推進	・情報・学習機会の提供 ・労働環境の整備 ・地位及び技術向上のための啓発活動や環境整備	・認定農業者の育成・指導、漁村女性の活動支援等（農林水産課） ・鹿屋市勤労者サービスセンター支援による中小企業勤労者等の福祉向上（商工振興課） ・女性農業委員の登用促進や研修会への参加促進（農業委員会）
	6 安心して子育てができる支援体制の整備	⑫多様なライフスタイルに対応する子育て支援策の充実 ⑬地域における子育て支援の推進 ⑭安心して子どもを生み育てる環境づくりの推進	・保育サービス(延長・休日・一時・病児・障害児・学童保育)の拡充 ・子育てに関する情報提供と学習機会の提供 ・子育て支援のためのネットワークづくり ・地域子育てサークル活動への支援 ・子育てに関する相談体制の充実 ・子育て家庭への経済的支援 ・児童虐待防止と救済に向けた取組の推進 ・ひとり親家庭への経済的支援及び就業支援の充実	・保育サービス(延長・休日・一時・病児・障害児・学童保育)の実施、子育て支援の実施(便利帳配布、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センターや地域組織活動育成事業等)、経済的支援(児童手当支給、医療費助成)、家庭児童相談員や母子自立支援員による相談対応、児童虐待防止ネットワーク構築、ひとり親家庭の支援(児童扶養手当支給、医療費助成、教育訓練等支援)ほか（子育て支援課） ・妊娠・出産・育児に関する支援の実施(母子相談、特定不妊治療費助成、乳幼児健診・保健指導、母子保健推進員の乳幼児訪問、パパママ教室等)（健康増進課） ・子育て応援教室の実施（商工振興課勤労者交流センター）
	7 高齢者や障害者が安心して暮らせる支援体制の整備	⑮高齢者・障害者の社会参画を促進する環境の整備 ⑯介護支援体制の充実	・高齢者の生活安定と自立支援 ・障害者の生活安定と自立支援 ・公共施設等のバリアフリーの推進 ・介護予防に関する教育・相談の実施 ・要介護者への支援体制の充実 ・介護保険制度・介護休暇制度の周知 ・介護に関するネットワークづくり	・高齢者クラブ活動助成やシルバー人材センター運営補助、あんしん地域ネットワーク推進協議会でのふれあい活動等や在宅福祉アドバイザーによる見守り活動、いきがい対応型デイサービスの実施、介護保険制度の広報啓発等（高齢福祉課） ・高齢者大学・学級や市民向けパソコン教室の実施（生涯学習課・情報行政課） ・高齢者への健康教育・健康相談、びんびん元気教室等の開催（健康増進課） ・障害者福祉サービスの実施(広域での相談支援、日常生活用具・舗装具給付、更正・育成医療給付、特障手当等支給、ホームヘルプサービス、ショートステイ、手話奉仕員等養成・派遣や「声の広報」発行等)（福祉政策課） ・障害児保育の推進、重度心身障害者医療費助成（子育て支援課） ・市営住宅や公園のバリアフリー化推進（建築住宅課、都市政策課）、歩道の段差解消（道路建設課）

基本目標	重点項目	施策の方向	具体的施策	主な事業内容（平成27年度～28年度）
基本目標Ⅲ 男女共同参画による活力ある地域づくりの推進	8 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	⑰女性の人材育成とチャレンジ支援	・人材育成及びチャレンジ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育有志指導者研修(女性教育) 初級・中級への参加促進（生涯学習課）</li> <li>・男女共同参画に関する講座や研修会の広報及び参加促進、女性人材リストの活用推進等（市民課）</li> <li>・女性職員の研修(専門性向上やリーダー育成等)への参加促進、女性登用にに向けた積極的な人事配置（総務課）</li> <li>・各種審議会等への女性委員の登用率向上に向けた対応（関係各課） (H26年度末:25.1% → H27年度末:26.1%)・</li> </ul>
		⑱あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種審議会・委員会等における慣行の見直し</li> <li>・地域活動における方針決定過程への女性参画の促進</li> <li>・女性の人材発掘及び活用の推進</li> </ul>	
	9 市民と行政の共生・協働の推進	⑲市民と行政の協働による地域づくりの推進	・市民の自主的な活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の公益活動の支援(市民活動支援事業)や市民団体等の活動への参加を支援(市民活動総合補償制度)、NPO法人の設立等支援、国際交流や国際協力活動推進のための各種イベント開催、国際交流員による語学指導等（地域活力推進課）</li> <li>・肝属川クリーン作戦や市民一斉清掃の実施、子どもエコクラブや環境出前講座等による環境意識の啓発等（生活環境課）</li> </ul>
		⑳国際交流への理解・協力の促進	・外国人との交流や日本人英語指導講師を活用した学習機会の提供	
		㉑環境保全への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全への計画的な取組</li> <li>・ごみの減量やリサイクルの推進</li> </ul>	
	10 防災の分野における男女共同参画の推進	㉒防災における男女共同参画の推進	・防災の現場における男女共同参画の推進	・消防団における女性団員の登用促進や女性消防隊の発足（安全安心課）